相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市熊木町四三一番地六、最後の住所千葉県柏市八幡町三番三―二〇一号
被相続人　亡　髙橋　健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
事務所千葉県松戸市松戸一三三三―一コスモ松戸ステーションスクエア二一〇　ちば松戸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　板倉　崇之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木四丁目三三七番地、最後の住所東京都小金井市本町三丁目九番七―二〇三号フラッツ小金井
被相続人　亡　大久保　宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
東京都渋谷区渋谷一丁目七番三号三雄ビル六階大田黒昔生法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田黒昔生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区徳井町二丁目五三番地、最後の住所東京都三鷹市下連雀四丁目二〇番三号ローズガーデン二〇七
被相続人　亡　河村美千子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区銀座一丁目三番地一、最後の住所東京都世田谷区上野毛一丁目一〇番二一号
被相続人　亡　鷲塚　麻季

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区前野町四丁目一八番地、最後の住所東京都中央区勝どき五丁目九番三―一〇二号
被相続人　亡　石嶋　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四号室わかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区三田二丁目一番地、最後の住所東京都港区南青山一丁目三番一六号S棟二階グループホーム青山
被相続人　亡　杉田　チエ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
東京都中央区日本橋兜町五番一号兜町第一平和ビル六階日本橋フォーラム綜合法律事務所　相続財産管理人弁護士　宗岡　慶太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県三浦市三崎町小網代二八八番地、最後の住所神奈川県三浦市三崎町小網代二八七番地二
被相続人　亡　三上　好正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
神奈川県横須賀市若松町三丁目五番地登坂ビル二階
相続財産管理人　弁護士　島　武広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市桜町四丁目四九番地一、最後の住所川崎市川崎区浜町二丁目二〇番一四号入船荘
被相続人　亡　佐々木道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
川崎市中原区新丸子東三丁目九四六番地関口組小杉ビル三階
相続財産管理人　弁護士　石坂　想

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区紺屋町三一番地、最後の住所川崎市幸区戸手四丁目八番一〇―七〇四号
被相続人　亡　小島　友裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
川崎市川崎区駅前本町一一番地一パシフィックマークス川崎ビル六階川崎パシフィック法律事務所
相続財産管理人　弁護士　齋藤　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市草生津一丁目四一六番地、最後の住所新潟県長岡市草生津一丁目八番二六号
被相続人　亡　島峰　敏晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
事務所新潟県長岡市西千手三丁目二番二号
相続財産管理人　弁護士　畑　七起

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県阿賀野市蒔田五六八番地、最後の住所新潟県阿賀野市飯森杉四三七番地二　コスモスの里
被相続人　亡　渡邉　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
事務所新潟市秋葉区新栄町一七番一号
相続財産管理人　司法書士　小柳　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市松百町七部六番地二八、最後の住所石川県七尾市松百町七部六番地二八
被相続人　亡　松原　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月十三日
事務所石川県金沢市尾張町一丁目七番一号
相続財産管理人　弁護士　松本　哲哉

第19期決算公告　平成30年3月13日

宮城県仙台市宮城野区田子三丁目18番6号
仙台キリンビバレッジサービス株式会社
代表取締役社長　笹崎　茂男

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	229,970
	固定資産	38,787
	合計	268,757
負債及び純資産の部	流動負債	438,839
	（賞与引当金）	(6,541)
	固定負債	68,250
	（退職給付引当金）	(52,343)
	株主資本	△238,332
	資本金	100,000
	利益剰余金	△338,332
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	△342,332
	（うち当期純損失）	(15,588)
	合計	268,757